

「週休2日」試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県農政部が所管する農業農村整備事業において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 「週休2日」とは、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週6休以上となることをいう。

2 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

(1)夏季休暇期間(土日以外の3日間)及び年末年始休暇期間(12月29日～1月3日)

(2)工場製作のみを実施している期間

(3)工事の全部を一時中止している期間及び余裕期間

3 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

4 4週6休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が21.4%(6日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、積雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 対象工事は、農政部が所管する農業農村整備事業において、土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分(別添)を適用するすべての工事とする。(緊急性のある工事(災害復旧工事)を除く)

2 発注者は、対象工事であることを、特別仕様書で明記するものとする。

(試行方法)

第5条 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に「週休2日試行工事」の実施の意向について、打合せ簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。

2 当該工事に取り組む受注者は、施工計画書の提出時に、第3条第1項に規定する休日を明示した「休日取得計画表(別紙1)」(以下、「計画表」という。)を発注者に提出する。

3 受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板等で掲示する。(別図参照)

4 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めない。

(実施報告)

第6条 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、毎月月末に発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の休日の取得状況が確認できる書類(現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)を併せて提示しなければならない。

(休日の特例)

第7条 受注者は、第5条第2項に規定する、休日と定めた日において、次に掲げる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合に作業を行ったときは、休日として取り扱うものとする。

- (1) 発注者が、作業又は現場パトロール及び現場見学会の開催を要請した場合
- (2) 現場内にて災害又は第三者による事故等が発生し、早急に対応する必要がある場合
- (3) 周辺住民等からの要望等に対し、早急に対応する必要がある場合。

(工事費の積算)

第8条 発注者は、精算時に、第3条に規定する条件を満たす場合は、全対象期間の現場閉所率に応じて、次のとおりそれぞれの経費に補正係数を乗じた補正を行うものとする。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03

2 補正方法

- 労務費＝労務費合計×週休2日補正係数
- 機械経費(賃料)＝機械経費(賃料)合計×週休2日補正係数
- 共通仮設費(率分)＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数
- 現場管理費(率分)＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

(留意事項)

第9条 週休2日試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来 of 取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等、下請工事に該当しないものは週休2日の対象としない。
- (5) この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から試行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から試行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から試行する。